

◇1月29日

セッション1：

世界各地における持続可能な管理がなされている二次的自然地域の特徴とそれらが生物多様性と人間の福利にもたらす恩恵について

セッション2：

社会生態学的生産ランドスケープを支援するための手段について

◇1月30日

セッション3：

SATOYAMA イニシアティブ推進のための国際パートナーシップとその活動について

セッション4：

生物多様性条約 科学技術助言補助機関会合（SBSTTA）へのインプットについて

【議論の概要と成果】

二日間にわたる会合の概要及び成果は以下のとおりです。

◇1日目：世界各地における事例の発表及び社会生態学的生産ランドスケープを支援するにあたっての課題及び具体的な手法に関する議論

- マレーシア、ガーナ、スペイン、米国、ペルーの発表者により各地域の事例発表が行われ、各地域における二次的自然地域の特徴と、それらが人間の福利、生物多様性の保全、気候変動への適応、食料生産、文化等にもたらす恩恵、さらに、その利用・管理方法と課題に対する認識が共有された。
- 国連開発計画（UNDP）、国連食糧農業機関（FAO）、世界アグロフォレストリーセンター（ICRAF）、国際自然保護連合（IUCN）、コンサベーション・インターナショナル（CI）、国際協力機構（JICA）等から、SATOYAMA イニシアティブの推進につながる各団体の取組の経験や視点が発表され、

[1] 多くの団体が SATOYAMA イニシアティブの推進にあたってパートナーとなり得ること、

[2] 各団体との連携を通して、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に相乗効果が生じ得ること、

[3] SATOYAMA イニシアティブが各団体の活動を包括的に扱う場となり得ること、

が共有された。

- 我が国の里山等が提供する生態系サービスの評価並びに里山等の保全や持続可能な管理のための科学的基盤を提供する「里山・里海サブ・グローバル評価」について、昼食時にサイドイベントが開催され、SATOYAMA イニシアティブへの貢献等についての発表が行われた。

◇ 2 日目：COP10 及びそれ以降に向けた SATOYAMA イニシアティブの展開及び 5 月に開催される SBSTTA へのインプットに関する議論

- 生物多様性条約事務局から SATOYAMA イニシアティブが条約の 2010 年以降の戦略計画の実施に果たす役割について、地球環境ファシリティ (GEF) から SATOYAMA イニシアティブと関係する現行プログラム紹介及び今後の関連プロジェクト支援の可能性について、我が国環境省から COP10 を契機として立ち上げる SATOYAMA イニシアティブを推進するための国際パートナーシップの概要及び活動案について、UNESCO から SATOYAMA イニシアティブへの期待について、それぞれ発表が行われた。
- 国際パートナーシップについては、その構成や具体的な活動内容について活発な議論が行われ、パートナーシップを通じた世界各地の事例の収集や情報共有並びにそれらの取組を推進するための支援の重要性が認識される

とともに、パートナーシップをより有効なものとしていくため、COP10 以前に準備会合を開催することの重要性も共有された。

- 本会合の成果として、SATOYAMA イニシアティブの利点や概要、活動を推進するにあたっての留意点等を取りまとめた「SATOYAMA イニシアティブに関するパリ宣言」が採択され、5月に開催される SBSTTA 及び 10月に開催される COP10 へ提出されることとなった。